

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 26. 8. 4 第 186 回国会第 31 号（閉会中審査）

8 月 4 日（月）、第 31 回の委員会が開かれました。

1 理事の辞任及び補欠選任

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。
辞任 理事 上野 ひろし君（次世代）
補欠選任 理事 井坂 信彦君（維結）（去る 7 月 24 日の議院運営委員会理事会における理事の各会派割当基準の変更に伴う選任）

2 厚生労働関係の基本施策に関する件（危険ドラッグ対策）

- ・田村厚生労働大臣、赤石厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

とかしきなおみ君（自民）

- ・池袋などでの一連の事件・事故を受け、4 月 1 日より施行された改正薬事法のもと、厚生労働省として、今までにない新たな対応を教えて欲しい。また、今回活用された緊急指定の枠組みを今後どのように生かしていくのか。
- ・危険ドラッグ対策については、法改正よりも現行法の薬事法第 76 条の 6 に基づく検査命令や販売中止命令等を活用するとともに、麻薬取締部の体制を強化することが効果的との意見に対する厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・学校薬剤師や地域の薬剤師による啓発活動が効果を上げているが、薬物の乱用根絶に向け、国民への啓発の強化に関する厚生労働大臣の決意を伺いたい。

か教えていただきたい。

- ・危険ドラッグの疑いのある薬物については、指定薬物と同様の取締りが可能となるよう、規制の拡大を図っていくべきではないか。

山井和則君（民主）

- ・現在、インターネット上のサイトや店舗を構える危険ドラッグ業者の販売している薬物には、将来的に指定薬物に指定される可能性の高いものもあるのか。
- ・薬物を暫定的に指定し、販売を一時中止するなど、薬物を迅速に指定するための法改正を秋の臨時国会で行うべきではないか。

古屋範子君（公明）

- ・危険ドラッグの鑑定・取締りを実施する地方厚生局麻薬取締部の体制強化について厚生労働大臣の所見を伺いたい。
- ・違法・有害情報の通報受付窓口であるインターネット・ホットラインセンターにおいて危険ドラッグに関する情報を監視対象に含めるべきではないか。
- ・薬物依存症患者に対する相談体制、治療など薬物依存から脱するための支援体制を強化すべきではないか。

清水鴻一郎君（維結）

- ・危険ドラッグへの規制を強化に向け、警察との連携をより弾力的に行えるようにするための制度改正や運用の改善について厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・危険ドラッグの輸入ルートの特定や暴力団の関与の有無について、警察庁はどのように考えているのか伺いたい。
- ・薬物依存症の更生施設は国内に現在いくつあるのか、また、今後の拡充の見込みがあるのか伺いたい。

長妻昭君（民主）

- ・危険ドラッグの使用が原因と疑われる死亡事案については、全ての都道府県警察がその状況把握に努めていくべきではないか。
- ・指定薬物に指定されていない薬物を販売しているネット販売業者に対し、現在、情報の削除依頼が行えるかどうか

井坂信彦君（維結）

- ・販売の時点では違法ではないものの、販売後に指定薬物となる可能性が高いことを認識しながら繰り返し薬物を販売する行為を規制・処罰するような法改正ができないのか。
- ・薬事法第76条の6の規定に基づく陳列禁止命令において、個別の店舗に陳列禁止を命じた物品と同種の物品について、全国の店舗及びインターネットでの陳列をも禁止することができるように法改正すべきではないか。
- ・指定薬物である疑いがある物品の検査等の実効性を担保する観点から、薬事法第76条の6の「指定薬物である疑い」の基準をどう考えるべきか厚生労働大臣の見解を伺いたい。

松田学君（次世代）

- ・諸外国と比べた我が国の税関等における危険ドラッグ等の取締体制の水準について伺いたい。
- ・7月の緊急対策において「水際対策等の徹底により薬物の国内流入阻止に繋がるよう、関係省庁間の連携・情報共有を一層強化する」としているが、具体的にどのようなことを行っていくのか。
- ・危険ドラッグ対策には薬物への需要そのものを減らし、販売の利益を少なくすることが必要と考えるが、厚生労働省の考え方を伺いたい。

働省の考え方を伺いたい。

中島克仁君（みんな）

- ・危険ドラッグの指定薬物への迅速な指定に向けた鑑定機器や人員体制の拡充の目途について伺いたい。
- ・精神毒性の鑑定結果が明らかとなる前でも疑わしいドラッグについては緊急指定するなどにより積極的に販売できないようにすべきではないか。
- ・危険ドラッグの効果的な取締りのためには地方自治体の条例整備に対する国の支援が必要と考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

高橋千鶴子君（共産）

- ・危険ドラッグを指定薬物に指定する前に無承認医薬品として表示等の面から規制することの検討状況を伺いたい。
- ・覚醒剤経験者が合法であるという理由で危険ドラッグを購入する流れを断つような対策を講ずる必要性があるのではないか。
- ・若年層の危険ドラッグの乱用が多くなっている状況を踏まえて学校における薬物乱用防止教育の内容を充実させるべきではないか。